

単品仮設機材等の安全性に関する承認制度による承認品

本会では建設工事の安全を確保するために、所定の仮設機材の製造時に対しては「認定制度」を実施してまいりました。しかしながら、認定制度の対象品以外の仮設機材については、性能保証又は強度確認のための制度がないことから、これらの仮設機材についても安全性を確認する制度の実施を強く要請されておりました。

このため、本会では「単品仮設機材等の安全性に関する承認制度（単品承認制度）」を定め平成13年より実施しております。

単品承認制度と認定制度との相違点は、「認定制度」の対象となる仮設機材は、材料、構造条件、性能値等が仮設工業会の認定基準として定められており、認定検査（工場審査と抜取検査）に合格することにより認定合格証が交付され、製品に刻印の打刻等が認められます。

それに対して「単品承認制度」の対象となる仮設機材は、材料、構造条件、性能値等が予め設定されておらず、設置個所、設置目的等に照らして十分な安全性を有していることを確認することにより「単品承認」を行うものです。そのため単品承認証には、原則として設置個所、設置目的、許容荷重等について明示されます。



(単品承認証の例)